

化学物質等による 眼・皮膚障害防止対策の 徹底について

平成 15 年 8 月
厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質が入った溶液が飛び散るなどして労働者の眼に入ったり、皮膚に付着したりすることで発生した眼や皮膚への障害は、化学物質等による職業性疾病全体の約半数を占めています。また、その発生件数が近年増加しているとともに、重篤な障害となった事例も起きています。

化学物質等を容器に密閉したまま取り扱う等ばく露のおそれがない作業を別として、化学物質等を取り扱う作業では、化学物質等による眼・皮膚障害を起こさないために、適切な保護具の使用等を徹底することが重要です。

配管の点検や、容器の開閉などの短時間作業であっても、化学物質等を取り扱う作業を行う場合には、保護眼鏡、保護衣、保護手袋等の保護具を使用するようにしてください。



化学物質等による眼・皮膚障害の発生を防ぐには

1. 化学物質等（化学物質及び化学物質を含有する製剤その他の物をいう）

皮膚や眼への障害を起こすおそれのある化学物質には、下記に例示したものをはじめ多くのものがあります。化学物質等安全データシート（MSDS）等により、取り扱う化学物質等の性状や取扱方法等を確認してください。

アクリルアミド、アクリロニトリル、アンモニア、エチレンオキシド（別名酸化エチレン）、エピクロロヒドリン、塩化水素、塩素、塩素化ビフェニル（別名PCB）、酢酸、酸化カルシウム、臭素、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、スチレン、トリクロルエチレン、トリレンジイソシアネート（別名TDI）、二酸化硫黄、二酸化窒素、ピリジン、フェノール、ホスゲン、ホルムアルデヒド、無水フタル酸、無水マレイン酸、メタノール、^{よつそ} 沃素、硫化水素、硫化ナトリウム、硫酸 など

（注）ホスゲン、塩素、臭素、フッ化水素、二酸化硫黄、硫化水素などの物質は、吸入すると重篤な障害を起こすので、多くの場合、防毒マスク等の呼吸用保護具も必要となります。

2. 保護具

化学物質等に対する保護具には、化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、保護眼鏡等の保護具があります。これらの保護具の規格として、下表のもの等があります。

保護具	規格
化学防護服	JIS T 8115
化学防護手袋	JIS T 8116
化学防護長靴	JIS T 8117
保護眼鏡	JIS T 8147

化学防護服



化学防護手袋



化学防護長靴



保護眼鏡



(1) 適切な保護具の選定

化学物質等から皮膚や眼を守るためには、取り扱う化学物質等の性状、作業の内容等に応じて、適切な保護具を選定してください。通常は、眼や皮膚に対する化学物質の思わぬ飛散等に備え、保護眼鏡、化学防護手袋及び作業衣の着用が必要と考えられますが、作業の内容、作業場所の状況等によっては、化学防護長靴も必要となります。化学防護服は、他の措置を講じてもお皮膚障害等の危険が大きい特殊な作業の場合等に必要となります。



(2) 保護具の適切な管理

適切な保護具を選定しても、破損していたり、他の化学物質が付着したままになっていたりする保護具では十分な役割を果たせません。破損等のない適切な保護具を使用できるよう、使用前・使用後の保護具の点検及び日常の保守管理を適切に行ってください。



3. 事業者が講ずる措置

眼や皮膚に障害を与えるおそれのある化学物質等を取り扱う作業を行う事業場では、事業者は下記の措置を講じるようにしてください。

(1) 作業規程について

適切な保護具の使用等を徹底するために、作業規程等に保護具の使用等を明記してください。

(2) 安全衛生教育について

雇入れ時等の教育に加えて、あらゆる機会を捉えて労働者に対して安全衛生教育を実施してください。

(3) 使用状況の確認について

労働者に対して、保護具の使用状況を確認してください。

(4) 健康診断について

特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項）を受診している労働者以外は、定期健康診断（労働安全衛生規則第44条又は第45条）の際に、「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」にあわせて眼又は皮膚の障害の有無を確認してください。そのために事業者は、当該健康診断を行う医師に対し、下記の事項について化学物質等安全データシート（MSDS）等を用いて必要な情報を提供することが望まれます。

- ア 当該労働者がばく露するおそれのある化学物質等の名称及びその有害作用
- イ ばく露することによって生じる症状・障害等に関する情報

